

作州武蔵カントリー倶楽部 利用約款

第 1 条 (約款の運用)

当ゴルフ場(倶楽部)を利用される方(プレーするとしにかかわらず来場されるすべての方)は、本約款に従ってご利用頂きます。当ゴルフ場(倶楽部)は、ゴルフマナー、ゴルフルールを守り、且つ一般教養のあるプレーヤーで、この利用約款を承認されている方に限りプレーを認めます。

第 2 条 (利用契約の成立)

当ゴルフ場(倶楽部)においてプレーしようとする方、又は、ハウス等施設を利用される方は、当フロントにおいて所定の用紙に署名して下さい。それにより当ゴルフ場(倶楽部)は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。プレー終了後速やかに利用料金の精算をして下さい。特に営業時間外(早朝・薄暮、完全セルフ日に、当ゴルフ場(倶楽部)においてプレーしようとする場合は、当ゴルフ場(倶楽部)の指示に従って所定の手続きを受けて下さい。その手続きを経てプレーを開始される時から、施設利用をお引き受けすることになります。又、クラブハウス入場にあたっては、草履、スリッパ、丸首シャツ、ジャンパー、作業着等(ドレスコードにふさわしくない物)は固くお断りいたします。

第 3 条 (利用の申し込み)

プレーの申し込みは予約とし、当ゴルフ場(倶楽部)の定めに従って手続きして頂きます。

第 4 条 (予約のキャンセルについて)

プレーの予約をされた方がキャンセルをされた場合は、当ゴルフ場(倶楽部)の定めにより所定のキャンセル料を申し受けます。

第 5 条 (休業日・開場時間)

当ゴルフ場(倶楽部)の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場(倶楽部)の定めるところによります。ただし、臨時に変更する事があります。

第 6 条 (利用の拒絶)

当ゴルフ場(倶楽部)は次の場合にはご利用をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕がない場合、及びスタート30分前迄に来場のない場合。
2. 積雪、天災その他やむをえない事情によりゴルフ場(倶楽部)をクローズする時。
3. 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する服装、又は行為(暴力行為、威嚇行為等)をした時もしくはその恐れがあると認められる時。
4. 所定の規定に従った利用申し込みをされない場合。
5. 泥酔をしている時。
6. その他の理由により当ゴルフ場(倶楽部)を利用されるのが好ましくない時。

第 7 条 (暴力団等の入場、利用の拒絶)

当ゴルフ場(倶楽部)は次の場合には施設のご利用をお断りします。暴力の途中に判明した場合には、その後の利用の継続をお断りするものとします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体又はその関係者(以下「暴力団等反社会勢力」という)。
2. 暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
3. 粗野な振舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等当ゴルフ場(倶楽部)の業務遂行に支障をきたす行為等があった場合。
4. 利用者が不良行為を行う恐れがある者が当ゴルフ場の施設を利用しようとするとき。
5. 法人でその役員の中に暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき。
6. 身体に入れ墨をしている場合の浴場の利用をお断りします。

第 8 条 (利用継続の拒絶)

当ゴルフ場(倶楽部)は次の場合にはご利用の継続をお断りすることがあります。

1. 公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為、または泥酔、暴力行為、威嚇行為があった時。
2. 当ゴルフ場(倶楽部)に好ましくない行為があった時。
3. 積雪、天災その他やむをえない事情により施設の利用ができない時。
4. 暴力団等反社会勢力者及びその関係者。

第 9 条 受付署名簿「ご署名カード」の取り扱い

当ゴルフ場(倶楽部)は受付署名簿「ご署名カード」に記載されたお客様の個人情報、個人情報保護法及び弊ゴルフ場(倶楽部)の「情報セキュリティポリシー基本方針」に基づき安全に管理致します。また、お客様の個人情報、各種ご案内、その他業務上必要なお問い合わせのの書面等をて送付する為にご利用させていただきます。公、他機関(警察含む)よりの身分照会にご利用させていただく場合があります。

第 10 条 (料金の精算)

プレー終了後は速やかに利用料金の精算をして下さい。尚、第 6 条、7 条の規定により利用継続をお断りした場合も別途定める料金をお支払い頂きます。

第 11 条 (金銭・貴重品・ロッカー)

金銭その他の貴重品については、必ず貴重品ボックス又はフロントをご利用下さい。尚、ゴルフ利用の範囲を超えた高額な物については携行の上、本人で管理ください。貴重品ボックス・ロッカーキーはご自身の責任において管理下さい。キーの盗難、紛失等には責任を負いません。浴室へは貴重品の持ち込みはお断り致します。場内(ロッカーを含む)において諸金品の盗難、破損等の事故が生じた場合、等ゴルフ場(倶楽部)は一切責任を負いません。

第 12 条 (携帯品、自動車)

携帯品(クラブ・キャディバッグ・その他の持ち物等)や駐車場における車両等の盗難(車上盗難も含む)、及び損傷につきましても各自充分ご注意ください。当ゴルフ場(倶楽部)は一切責任を負いません。

第 13 条 (ロッカーの利用)

当ゴルフ場(倶楽部)においては、ロッカーの鍵はご利用者が管理頂き、閉扉後施設をご確認ください。当ゴルフ場(倶楽部)ではロッカーの鍵は、お預かり致しません。

1. 物品の紛失、盗難等の事故につきましては、当ゴルフ場(倶楽部)は責任を負いません。
2. 当ゴルフ場(倶楽部)が緊急と認めたときは、ロッカーを閉扉し、点検する事がありますので、あらかじめご了承ください。
3. ゴルフプレーの為の携帯品(着衣・靴を含む)以外の物品のロッカー取寄はお断り致します。
4. ロッカーの上に物品を置く等ロッカーの品位を乱す行為はお断り致します。

第 14 条 (プレーヤーの服装)

プレーヤーは必ず襟付きのスポーツシャツ(ハイネックを含む)を着用し、半ズボンでのプレーは必ず膝下までのハイソックスを着用下さい。又、極端なミニスカート・ホットパンツ等はご遠慮下さい。尚、入場にあたって夏期以外は一般的なスーツ・プレザールの着用をお願いします。

第 15 条 (パーティーの編成)

プレーは4人組を原則とし、4人未満の場合はゴルフ場(倶楽部)の都合により他のプレーヤーをパーティーに加えることがあります。プレーヤーはこれを拒むことはできません。

第 16 条 (プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフは時に危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを厳守し、前方・周辺の状況を常に確認して、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任で安全確認の上プレーして下さい。

第 17 条 (ティイングランドにおける素振り等)

素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。打者以外のプレーヤーはみだりにティイングランドに立ち入らないで下さい。又、ハッティンググリーン周辺でのアプローチの練習はご遠慮下さい。

第 18 条 (飛距離の確認)

プレーヤーは打球について全責任を負うこととします。キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を責任を持って判断し、先行組に決して打ち込まないように打球して下さい。又、フェアキャディの合図は、先行組が通常第二打を終え、通常の飛距離外に前進したと判断された時の合図ですから、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自己で判断して打球して下さい。

第 19 条 (打者の前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは、危険防止のため打者の前方には絶対に出ないで下さい。又、打者の球に注目して危険を避けて下さい。

第 20 条 (隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をして邪魔にならないよう打球すると共に、自己の同伴プレーヤーやキャディ等にも充分気をつけて打球して下さい。※ロカールルールを厳守して下さい。

第 21 条 (コース外への遊び球)

不慮の事故防止のため正規のプレーヤー以外に、池・山等ゴルフコース外に向かっての打球は厳禁致します。

第 22 条 (退避および待避場所)

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避し、プレーヤーの球に注意して安全を保って下さい。

第 23 条 (ホールアウト後の退去)

ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

第 24 条 (プレーの進行)

スムーズなプレーの進行にご協力下さい。万一、後続組に支障をきたす場合は後続組をパスさせて下さい。

第 25 条 (雷鳴があった時)

1. 雷鳴があった場合には直ちにプレーを中断し、待避所等安全と思われる場所に退避して下さい。
2. 当ゴルフ場(倶楽部)は雷害及び地震による災難に対して責任を負いかねます。雷鳴、地震があった場合は、直ちにプレーを中止し、状況等の判断をしつつ身の安全を図って下さい。

第 26 条 (乗用カートのご使用)

乗用カートをご使用の際、別途に定める乗用カート約款に準ずるものとします。

第 27 条 (急患・事故)

プレーヤーは、自身の健康状態に充分配慮してプレーして下さい。万一施設内で急患及び事故があった場合、当ゴルフ場(倶楽部)はできる限り最善を尽しますが、結果については責任を負うことができません。

第 28 条 (火気使用の禁止)

コース内や倶楽部ハウス内の火気使用は所定場所以外では厳禁致します。マッチの燃え殻、煙草の吸殻は、完全に消して灰皿にお入れ下さい。

第 29 条 (プレー終了後のクラブの確認)

利用者がプレーを終了した場合は、自己のゴルフクラブを点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、損傷等について当ゴルフ場(倶楽部)は一切責任を負いません。

第 30 条 (宅配便の取り扱い)

宅配便によるクラブ、バッグ、シューズケース等のお取り次ぎは致しますが、お取り次ぎの品物につきましての損傷及び紛失、損害等の責任は一切負いません。

第 31 条 (プレー料金)

当ゴルフ場(倶楽部)を利用される方には、最初のティアップ球を打ち、スタートした後にプレーを中止された場合も1ラウンドのご利用料金をお支払い頂きます。

第 32 条 (施設内持ち込み品)

施設内に下記のものを持ち込むことをお断り致します。

1. 動物等、ペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 銃砲刀剣類。
4. 発火、爆発の恐れがあるもの。
5. 騒音を発するもの。
6. 当ゴルフ場(倶楽部)が不適当と判断するもの。

第 33 条 (行為の禁止)

施設内での下記の行為はお断り致します。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売、宣伝広告等の行為。
3. 利用者以外のコース内立ち入り。(特に許可する場合を除く)
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。

第 34 条 (違反の場合の責任)

利用者が第 14 条(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳禁)、第 15 条(ティイングランドにおける素振り等)、第 16 条(飛距離の確認)、第 17 条(打者の前方に出ないこと)、第 18 条(隣接ホールへの打ち込み)、第 19 条(コース外への遊び球)に違反し、第三者に損害等の事故を発生させた場合、第 14 条、第 17 条、第 20 条(退避および待避場所)、第 21 条(ホールアウト後の退去)及び第 23 条(雷鳴があった時)に違反し、自ら障害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場(倶楽部)は一切の損害賠償等の責任を負いません。

第 35 条 (施設に損害を与えた場合)

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場(倶楽部)の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

第 36 条 (違背の場合の責任)

利用者がこの利用約款に違反して、他人に対し死亡、損害、物損等の損害を与えた場合、又は、自身が違反して死亡、障害、損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場(倶楽部)は一切の損害賠償等の責任を負いません。

第 37 条 (ホールインワン・アルバトロスの達成証明)

利用者がセルフプレー中において、ホールインワン・アルバトロスを達成した場合、当ゴルフ場(倶楽部)は、一切証明は致しません。

第 38 条 (遺失物の取扱)

遺失物は発見日から3ヶ月間を保管期限とします。発見から3ヶ月経過するまでに本人から連絡がない場合は、会社及び当倶楽部の判断で処分致します。

(約款の効力発生)

この約款は、令和3年9月23日より効力を有します。

作州武蔵カントリー倶楽部乗用カート利用約款

第1条（本約款の目的）

本約款は、当ゴルフ場（倶楽部）の乗用カートの利用に関する基準を定め、施設利用者および施設従業員の安全、ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

第2条（本約款の遵守）

カートの運転者と、当該カートの同乗者は、カート利用に関し本約款を遵守する義務を負います。

第3条（運転の制限）

- 利用者は係員からのカート利用に関する指示に従って下さい。
- カートはカート道、または許可された範囲以外では利用運行することができません。

第4条（運転者の資格）

- 運転者は普通自動車運転免許を有する方に限ります。
- 次の事由のある方は運転者となることができません。
 - 運転免許証に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
 - アルコール類を飲用した方、その他の事由により正常な運転が困難な方。
 - 免許停止・取消等により前項にかかる運転免許資格を所持していない方。

第5条（運行責任者）

- 運転者は当該カートの運行責任者となります。
- 運行責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
- 運転者が複数の場合、カートの運転担当及び運転（運行）の交替に関する事項は、リーダーの責任において、これを行って下さい。
- カートの停止、同乗者の乗降、その他のカートの運行に関する事項は、運転者の判断と責任においてこれを行い、同乗者はカートの運行に関し、運転者の指示にしたがって下さい。

第6条（利用の申込）

カート利用の承認は、利用者全員が施設利用の申込を終え、当該カートを発車した時点で効力が生じます。

第7条（安全運転義務）

運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、あるいは施設に対する損害を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転して下さい。

第8条（運転中及び運行中の注意）

- 運転者はカートの運転（運行）に際しては、次の事項を遵守してください。
 - 走行開始の際の注意事項
 - カート急停車場合がありますので乗車の際は必ずアシストグリップや手すり等をしっかり握って下さい。
 - カート運転（運行）の開始は、係員の指示に従い行ってください
 - 発進は必ず同乗者が着座したこと並びにアシストグリップや手すり等をしっかり握った状態を確認のうえで行なってください。また発信時には前方の安全確認を実施してください。
 - 手動走行の際の注意事項
 - カート用通路の走行に関し、走行方法（走行方向・走行速度・一旦停止等）の標示があるときは、これに従ってください。
 - 起伏のある場所・上下勾配のある場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には、予め減速のうえ低速で走行し、必要に応じて同乗者に声をかける等して注意を促してください。
 - 停車の際の注意事項
 - カートの斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には停車または駐車させないでください。
 - カートを離れるときは必ず同乗者の降車を確認のうえ、駐車装置（パーキングブレーキ）が作動していることをご確認ください。
- 運転者はカートの運転（運行）に関しては前項に定めるほか、歩経路およびカート道を道路とみなして道路交通法に定める運転方法に準拠してこれを行なってください。

第9条（同乗者の注意事項）

同乗者はカートの利用に際し、次の事項を遵守してください。

- カートの走行用装置（電源、駆動、ハンドル、駐車装置等）には手を触れないでください。
- カートが発進する際、あるいはカートが起伏のある場所・上下勾配のある場所・曲折した場所付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ずカートの把持部分（アームレスト、アシストグリップ等）に掴ってください。
- カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないように留意してください。
- カートへの乗車はカートの定員を守ってください。

第10条（利用の中止）

- 利用者に次の事由がある場合には当該利用者につき、運転を禁止しカート利用を中止あるいは施設利用を中止していただくことがあります。
 - 運転者に運転の資格のないことが判明したとき。
 - 利用者に本約款あるいは会則その他に規定に反する行為があったとき。

第11条（事故の場合の連絡）

利用者はプレー中の事故またはカート事故が発生した場合もしくはカートが故障した場合プレーを中止し直ちに最寄りの茶店、もしくはマスター室にその旨連絡しなければなりません。

第12条（事故の場合の責任等）

- 運転者がカートの運行に関し故意または過失により人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他カートの施設内の物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、被害者に対し当該カートにより生じた損害を賠償していただきます。
- 同乗者の故意または過失によりカート事故を生じ、またはカート事故を誘発した場合に当該カート事故の態様に応じ運転者と連帯して、あるいは単独にて被害者に対し当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
- 同乗者がカート事故に被害者となった場合において、当該同乗者に本約款に反する行為があった場合には、事情に従い運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が過失相殺により免責されることがあります。
- 当ゴルフ場（倶楽部）はカート事故による人的、物的損害について一切責任を負いません。

第13条（貴重品及び携帯品等の責任）

ゴルフ用品を含む携帯品の管理は自己責任となります。万が一、破損、盗難等が発生した場合、当ゴルフ場（倶楽部）は責任を負いかねます。

第14条（本約款）

この約款は必要に応じ、クラブ理事会の承認を経て、改定することがあります。

第15条（約款の効力発生）

この約款は平成25年4月1日より効力を有します。